

奈良市公報

号外第29号

平成20年12月22日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 放置自転車等の保管…………… 1
- 道路の位置指定…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 搜索調書の公示送達…………… 3
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 3
- 道路の位置指定（2件）…………… 3
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 4
- 景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針…………… 4
- 景観保全型広告整備地区の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6

訓令

- 奈良市債権回収対策本部設置規程…………… 6

公平委員会

- 奈良市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

公営企業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）…………… 7

選挙管理委員会

- 在外選挙人名簿を編製する投票区の指定の全部改正…………… 8
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 8
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 8

告示

奈良市告示第572号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年10月16日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表
(平成20年10月16日揭示済)

奈良市告示第573号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定

により公告します。

平成20年10月17日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	東大阪市水走四丁目9番3号
申請者氏名	オーエッチ工業株式会社 代表取締役 清水 義道
道路の位置	奈良市秋篠町1667番地の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	19.27m
指定年月日	平成20年10月17日
指定番号	第20008号

(平成20年10月17日揭示済)

奈良市告示第574号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月20日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年10月20日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年10月20日揭示済)

奈良市告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月21日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ジャスコ奈良店薬局	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4-1	平成20年8月20日
イオンスーパーセンター大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	平成20年6月29日

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年10月21日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ジャスコ奈良店薬局	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4-1	平成20年8月21日
イオンスーパーセンター大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	平成20年6月30日

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月21日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
イオンスーパーセンター大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	平成20年8月20日

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年10月21日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
イオンスーパーセンター大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	平成20年8月21日

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月21日

奈良市長 藤原 昭

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人 山崎医院 山崎クリニック	奈良県奈良市佐紀町2762-4	平成19年 5月1日
新	医療法人山崎医院 やまざきクリニック	奈良県奈良市佐紀町2762-4	

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市告示第580号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年10月21日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市告示第581号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条第1項の規定に基づく搜索調書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年10月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
搜索調書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市告示第582号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年10月23日
 - 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年10月23日揭示済)

奈良市告示第583号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年10月24日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年10月24日揭示済)

奈良市告示第584号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年10月28日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	大和郡山市田中町818番地の1
申請者氏名	シマ建設株式会社 代表取締役 小島 健一
道路の位置	奈良市神殿町587番地の1の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	26.06m
指定年月日	平成20年10月28日
指定番号	第20010号

(平成20年10月28日揭示済)

奈良市告示第585号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年10月29日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市大宮町六丁目1番1号 新大宮駅前ビル2F
申請者氏名	株式会社興和不動産住宅 代表取締役 栗栖 耕作
道路の位置	奈良市井上町5番3の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	44.44m
指定年月日	平成20年10月29日
指定番号	第20011号

(平成20年10月29日揭示済)

奈良市告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月30日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
笹原敬太郎		柔道整復	平成20年 7月31日
陽養鍼灸整骨院 (笹原敬太郎、岡本篤人、岩本金悟)	奈良県奈良市三条本町9-1		

(平成20年10月30日揭示済)

奈良市告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月30日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡本 篤人		柔道整復	平成20年 8月1日
陽養鍼灸整骨院 (岡本篤人、岩本金悟)	奈良県奈良市三条本町9-1		

(平成20年10月30日揭示済)

奈良市告示第588号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第2項の規定により鶴舞西町地区景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成20年10月30日

奈良市長 藤原 昭

1 広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本構想

鶴舞西町地区は、当該区域東側を南北に貫く都市計画道路奥柳登美ヶ丘線を、文化的でうまいのある通りとして育成し、歩行者に安全で快適な地域のシンボルロードとして整備を図り、丘陵地に広がる郊外型住宅地の居住環境の保全育成を図る地区として位置づけられている。

本地区は、都市計画道路奥柳登美ヶ丘線沿いの歩行者空間を確保し景観形成していくこと、周辺住宅地の環境に配慮した市街地の形成を図り将来にわたり維持・保全することを目標としている。

特に、都市計画道路奥柳登美ヶ丘線に面する部分について、地区計画で壁面の位置を制限していることから、歩道と一体となる空間整備を図り、賑わいや地域のシンボルとなる沿道景観を形成することが必要となる。また、地区の西側及び南側に接する敷地境界部分の緑地について、景観を維持・保全する必要がある。

このように、地域のシンボルロードとして沿道景観及び豊かな緑地景観への配慮を必要とし、周辺住宅地の環境との調和を図る地区であるため、景観保全を重視した屋外広告景観の形成を推進する。

ア 良好な住環境を保全

周辺の住宅環境にとけこみ違和感のないデザインとする。

地区内の施設等に関する広告物の掲出に限り、自己外の広告物を設置しない。

イ 良好な沿道景観にふさわしい広告景観づくり

地域のシンボルロードとしての沿道景観にふさわしい調和のとれたデザインとする。

地区計画で定める壁面後退ラインより突出して広

<p>告物を掲出しない。</p> <p>ウ 周辺区域からの眺望景観への配慮 周辺区域からの眺望を阻害しないよう屋上広告物は設置しない。</p> <p>敷地西側の緑地の景観を保全するため建物西面へ</p>		<p>は屋外広告物を設置しない。</p> <p>2 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項 鶴舞西町地区景観保全型広告整備地区における広告景観形成基準は、次のとおりとする。</p>
地域及び場所 種別		第一種中高層住居専用地域
全 広 告 物	広告物の用途	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の施設等に関する表示内容に限る。ただし、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。 2 自己外の広告物については設置しないこと。
	照 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 点滅しないものに限ること。 2 動画等を表示するものは設置しないこと。 3 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。 4 イルミネーション、ネオンサインは設置しないこと。
	色 彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、その他これに近い淡色とすること。
	位 置	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区計画で定める壁面後退ライン（3メートル、15メートル）より突出して掲出しないこと。 2 建物の西側には掲出しないこと。
屋上広告物		設置しないこと。
軒 下 広 告 物	壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 2 屋根、パラペット等には設置しないこと。 3 3階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 4 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 枠付き広告幕は、掲出しないこと。 2 窓のガラス面へは掲出しないこと。但し、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。
	突出広告物	<p>設置個数は、複数テナントであっても1壁面最大3箇所までとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誘導、案内サインに類するもので表示面積が1平方メートル以下のみ可。 2 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。
塀垣広告物		<ol style="list-style-type: none"> 1 切り文字形式のものに限ること。 2 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 3 突出形状のものは掲出しないこと。
広告塔		<ol style="list-style-type: none"> 1 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2 1敷地につき2基までとすること。 3 高さは、8メートルまでとすること。 4 1基あたりの総表示面積は20平方メートル以下であって、かつ、1面の最高の面積は10平方メートル以下とすること。
建植広告物		<ol style="list-style-type: none"> 1 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2 1敷地につき1基まで、かつ、10平方メートル以下とする。
アーチ広告物		設置しないこと。
気球広告物・広告幕		イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。
電柱広告物・はり札 はり紙・立看板		設置しないこと。

(平成20年10月30日揭示済)

奈良市告示第589号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第1項の規定により景観保全型広告整備地区を指定したので、同条例第31条の規定により次のとおり告示します。

平成20年10月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
鶴舞西町地区景観保全型広告整備地区
- 2 指定年月日
平成20年10月30日
- 3 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域
別図のとおり
別図省略

(平成20年10月30日揭示済)

奈良市告示第590号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年10月30日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年10月30日揭示済)

奈良市告示第591号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成20年10月31日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年10月31日揭示済)

奈良市告示第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年10月31日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号

平成19年5月10日 奈良市指令都整開 第06A-62号
平成20年10月17日 奈良市指令都整開 第06A-62-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年10月31日 第1147号
(2) 公共施設 平成20年10月31日 第505号

- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄北二丁目408番地の10、2806番地の1、2806番地の6、2806番地の7及び2806番地の8並びに富雄北一丁目2791番地の2

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市名東区一社三丁目7番地
株式会社ユニホー 代表取締役 麦島善光

- 5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市富雄北二丁目2806番地の7及び2806番地の8
(2) 公園
奈良市富雄北二丁目2806番地の6

(平成20年10月31日揭示済)

奈良市告示第593号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年10月31日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年10月31日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年10月31日揭示済)

訓 令 甲**奈良市訓令甲第10号**

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市債権回収対策本部設置規程を次のように定める。
平成20年10月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市債権回収対策本部設置規程

(目的及び設置)

第1条 本市が保有する税外債権（以下「債権」という。）の効率的かつ適正な回収により、収入未済額の縮減に向けて全庁的に取り組むとともに、市民の負担の公平性及び財源の確保を図るため、奈良市債権回収対策本部（以

下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 債権回収に関する効率的で効果的な管理、徴収方法、体制等の整備に関すること。
 - (2) 滞納債権の実態把握に関すること。
 - (3) 債権回収を所管する課等における情報の共有化及び連携に関すること。
 - (4) 市民の納付意識の啓発に関すること。
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項
- (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
 - 3 副本部長は、政策監(行財政改革担当)をもって充てる。
 - 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、事案に応じ、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (幹事会)

第6条 本部に、第2条に定める事項を具体的に進捗するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は、総務部長をもって充てる。
 - 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- (幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、本部長の指示により幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事長は、事案に応じ、会議に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (庶務)

第8条 本部の庶務は、財政課及び文書法制課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営その他について必要な事項は、本部長が定める。

附則

この訓令は、平成20年10月20日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部員	総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 建設部長
-----	-------------------------

別表第2(第6条関係)

幹事	税務室長 市民生活部次長 子育て支援室長 長寿社会室長 建設部次長 下水道室長 財政課長 文書法制課長 納税課長 滞納整理課長 国保年金課長 保育課長 介護総務課長 下水道管理課長 住宅課長
----	---

(平成20年10月20日揭示済)

公平委員会

奈良市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月16日

奈良市公平委員会

委員長 森田 功

奈良市公平委員会規則第3号

奈良市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員団体の登録に関する規則(昭和41年奈良市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項」に改める。

第7号様式及び第8号様式中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(平成20年10月16日揭示済)

公営企業

奈良市水道局告示第45号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年10月21日

奈良市水道事業管理者

福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
三浦工業	三浦 宏紀	京都府木津川市州見台一丁目17番地1-1	平成20年10月14日

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市水道局告示第46号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年10月23日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 オクムラ 設備工業	代表取締役 奥邨 大介	大阪府大阪市鶴見区 今津北一丁目11番23 号1F	平成20年 10月20日

(平成20年10月23日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の2第1項の規定による本市の在外選挙人名簿を編製する投票区（平成11年奈良市選挙管理委員会告示第52号）の全部を次のとおり改正しましたので、公職選挙法施行令第23条の2第2項の規定により告示します。

平成20年10月21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永 進

衆議院小選挙区選出議員の 選挙区	在外選挙人名簿を編製する 投票区
奈良県第一区	第12投票区
奈良県第二区	第100投票区

(平成20年10月21日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第36号

平成20年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成20年12月3日から平成20年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年10月31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永 進

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成20年10月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第37号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成20

年12月3日から平成20年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成20年10月31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永 進

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成20年10月31日揭示済)